

## 第1回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録概要

1 日 時 令和4年7月1日(金) 18:30~20:30

2 場 所 兵庫県民会館 902号室

3 出席者

委 員：正木委員長、井関委員、遠藤委員、大岡委員、加藤委員、小山委員、  
寺田委員、土師委員、堀口委員

事務局：齋藤知事、城県民生活部長、立石生活安全課長 等

4 内 容

### (1) 委員長の選出等について

委員の互選により、正木委員が委員長に選出された。

委員長の指名により、大岡委員が委員長の職務代理者に選出された。

### (2) 犯罪被害者等支援条例の骨子の検討について

事務局から、資料1、2に基づき、犯罪被害者等支援を取り巻く状況や他県条例等について説明

(委員)

ワンストップで対応できる総合的・専門的な相談窓口を開設してほしい。いろいろな支援をどこでするのかという問題があり、他の窓口と一緒にではなく、犯罪被害者支援に特化した相談窓口を作ってワンストップでできるようにしてほしい。

県内のどこにいても必要な支援を途切れなく受けられることについて、41市町の条例の内容はそれぞれ少し違っていると思うので、県の条例でできるだけ同じような支援が受けられるようにしてほしい。

また、第13条の経済的な支援が一番不足していると思うので、具体的な支援を考えてほしい。

第22条の民間の団体に対する援助で、支援団体は、個人の寄付を受け、企業訪問して寄付を募るなど、いろいろ苦勞しながら運営している。できれば国の基本法にある財政上の支援も考えてほしい。

(委員)

41市町で条例ができたといっても、内容にかなり差が大きいのではと思っている。県として最高基準に合わせる必要はないと思うが、どの地域で被害にあっても最低限の支援が受けられるようにしてほしい。県としてそういう仕組みを作っていたらと思っている。経済支援については、他県の条例などを見ても、具体的にどのような経済的な支援をするかわからない。具体的などころを作ってほしい。

保健医療サービスについて、子どもの場合、メンタルケアは非常に重要だが、それ以外に実際に学校に行けない子どもも多いと思う。学校に行けないことは教育を受け

る権利を逃していることになるため、その点を県でフォローできるような体制、仕組みを考えてほしい。

(委員)

長野県条例での広域的な対応について、数年前のバスの転落事故の被害者を念頭に置いて作られていると思うが、兵庫県でも、知床の事件、大阪のクリニックの事件、京都アニメーションの事件などの被害者をどのように救っていくかを念頭において考えたら、長野県に負けないようなものができるのではないかと期待している。

条例制定後は、指針をつないでいくのか、計画があって数年ごとに更新していくのかということも大切だと思うが、後発の条例になっているので、その辺りも含めて全国に誇れるものができたらと思う。

大阪府は先に条例ができたが、市町村がほとんどできていない。兵庫県は逆の状況であり、後発のため 41 市町に対してうまく網をかぶせるといったものを期待している。

東京都で「二次的被害」と「的」を付けており、被害者からすると一次被害に対して二次被害をしてはいけないと対比する上では「的」を付けてはいけないという理解である。兵庫県では「的」は付けないようお願いしたい。

(委員)

二次被害の呼び方について、「二次的被害」と「二次被害」で、国の基本計画でも非常にもめた。最近では、「二次的被害」ではなく「二次被害」と言われることが多いと思うので、ここは「二次被害」としていった方がよいと思う。

(委員)

当所に相談等に来られる方の多くが被害者である。犯罪の定義を狭く考えるのか広く考えるのかではずいぶん違う。来られる方は、DVの方が3～4割を占め、虐待を受けた子どもたち、虐待を受けて育って大人になった人たちも3～4割を占めている。性被害の方も多く、彼・彼女たちは犯罪被害者ではなく単に被害者というような認知をされていて、警察が絡んでいない事案や被害届を出していないような事案が多くあるので、その辺りをどう含めるかが課題だと思う。

「犯罪被害者等」の「等」に何を含めるかである。DVや虐待の被害者を守る法律や条例もあり、そこを網羅的にする条例にするのかといった基本的な犯罪被害という定義を考えてほしい。

(委員)

兵庫県の特性を踏まえておくべきだと思う。兵庫県は暴力団関係の拠点が多く、今、抗争が活発になり、県民生活がおびやかされかねないというような特性がある。過去の例で言うと、JRの脱線事故では100名以上の方が亡くなられたが、広域的に被害者

が発生するので、広く網がかかるようにしてほしい。凶悪事件の対応も大事だが、DVや性被害といった潜在的な犯罪が非常に増えているので、そういった方々に対しても網がかかるようにしてほしい。

(委員)

兵庫県は過去に大規模な事故などの経験もあるため、大規模重大事案への対応は入れておく方がよいと思う。犯罪被害者等について、交通事故など重大事故の被害者も対象になることを理解しておいてほしい。

(委員)

第 19 条の保護、捜査、公判等の過程における配慮等について、非常に大切な項目だと思うが、具体的な施策がわかれば教えていただきたい。

(事務局)

参考資料の P73 の第 19 条関係で県や県警が取り組んでいる事業を整理しているが、被害者の心情等に関する教養の実施や性犯罪捜査を担当する部署への女性警察官の配置といったものなどが条項にあたるということで、国の計画にもある程度沿った形の内容となっている。

(委員)

他府県のより具体的な取組がわかるか。

(事務局)

次回に向けて調べさせていただく。

(委員)

犯罪被害者等支援の特化条例の名称については、議論の余地があると思っている。今まで多くの所で、犯罪被害者等支援条例というように「支援」を付けているが、犯罪被害者等基本条例とするのか、被害者にとって適切な名前を決めていければと思う。

第 21 条の研修について、人材の育成の部分で予算取りもできるように具体化してほしいという思いがある。犯罪被害者等の総合的対応窓口について、実際は兼務がほとんどで、そこにいる市町等の担当者は、大体 1～3 年程度の周期で担当が変わる。研修を毎年行わないと実際に犯罪被害者等の相談を受けようと思っても受けることができない実情があるため、きちんと盛り込んでいただきたい。

条例の見直しについて、大阪市の条例は 5 年ごとに見直すことができるようにしており、明石市でも見直されているため、検討してもよいのではないかと。

資料 1 の兵庫県の犯罪被害者数の状況について、マスコミの方々は「犯罪の認知件数は減少している一方で条例を作るのか」と認識された方が多くおられるのではない

か危惧している。兵庫県で取り組む根拠として、重要犯罪が増えたからとしているが、少子化の影響が認知件数に大きく影響していることが指摘されている。加害者は大体20～30歳代が多く、その影響もあることを含めていく方がより説得力があると思う。

(委員)

子どもの犯罪被害者について、教職員の方が最初に子どもの被害を受け止めることが多い。また、学校の中での被害も多く、先生方、学校との連携や学校についての取組を入れてほしいと考えており、子どもたちだけではなく、子どもたちに対応する先生や学校全体の被害者についての教育や取組が必要と思っている。

犯罪は減っているが、当所への相談件数は増えている。特に性被害の方は電話相談が毎年増えており、入院もされず、病院にも通えずという被害にあわれて、仕事に行けなくなり経済的に困られることがある。そういう方々へ何らかの支援につながるような窓口が市町にあれば、そこを網羅して県全体で支援につながるような形をとっていただけたらと思う。

(委員)

名称の問題について、国の基本法を制定する際に内閣府が被害者団体に対して、「等」を付けたいと言った事例がある。被害者団体は当初、反対の立場であったが、内閣府から犯罪被害者や犯罪の被害を矮小化、限定化しないために「等」を付けたい旨の説明があり、反対意見を取り下げた経緯がある。

この「等」に虐待などを含む意味合いがあるのであれば、「等」を残すのは仕方がないことで、名称は、犯罪被害者等基本条例でよいと思う。

(委員)

名称については、犯罪被害者「等」は付けるとし、支援条例と基本条例のいずれにするかについて意見をお願いします。

(委員)

被害者の元の生活を取り戻すことが権利だと考えると、「基本条例」とする方がよいと思うし、遅れて作るのであれば、きちんとそういうことを兵庫県として押し出していくことは、非常に重要である。

(委員)

犯罪被害者の尊厳と権利を守ることが非常に重要なところで、その辺りについて、事務局から意見をお願いします。

(事務局)

国と都道府県、自治体の役割の中で、尊厳や権利を国の方が基本法という形で明確

に打ち出しているとするれば、これまでの都道府県の条例は、ほぼ「支援条例」であり、おそらく、自治体側で取り組んでいくべき内容を明確にしていくための条例ということではないか。尊厳や権利については、国が基本法の中で示して、それを踏まえながら自治体としては支援という位置づけで名称設定をされていると思う。名称については、検討委員会での議論で決めていけばよいと考えている。

(委員)

そういうことも踏まえて、名称について検討をお願いします。

多くの意見をいただいたが、それを実行するために、計画で具体的に「窓口を作る」などを記載しておく必要があるため、条例に盛り込みにくいものは、計画の中で具体化した文言で記載してほしい。

必要で途切れのない支援について、市町では条例ができているものの差があり、それをなべるような条例にしていってほしいという意見であった。お金もかかることだが、そういう意見が多く出ているため、県の方で検討してほしい。全市町に条例があるが、家事、保育、家賃といった支援がある市町もあれば、全く支援がない市町もある。本来は、住み慣れた所で生活したいが、犯罪被害にあって住めないという時に至急、転居費用等が必要になる。市町に条例があれば、転居費用は出るわけだが、ない所ではそういう費用が出てこないというようなところで、県がどのように考えていくのかを検討してほしい。市町営住宅等がない場合は、県営住宅、県の条例の出番だと思うので、その辺りも検討してほしい。

見舞金について、犯罪被害にあわれた方が速やかにお金が必要になることが多い。見舞金などの経済的支援は、犯罪被害者にとって最も重要な支援であり、市町の見舞金制度に上乘せするのは非常に重要なことのため、財政上の問題もあるが、その辺りも検討してほしい。犯罪被害にあわれた方は、転居費用など速やかにお金がいくことが多いため、速やかに給付できる要件を考えてほしい。

民間支援団体への支援について、ボランティアで取り組んでいただいております、支援できたらありがたいと思う。

メンタルケアについて、犯罪被害にあわれた方にとって重要なことである。

被害者支援について、兵庫県がいろいろな施策を進める中で、犯罪被害にあわれた方もコミュニティ、職場、学校の中で生活をしているという視点が重要である。犯罪被害者の尊厳や権利が守られるためには、コミュニティ、職場、学校等でそれが守られなければならないので、県民、コミュニティや企業への啓発等が重要である。学校においては、先生へのケアや子どもに対する教育も重要である。特に性被害について、子どもたちへ、何が性被害なのかを教える教育、また、被害者、加害者、傍観者にもならないということを教えるといった教育も重要である。学校においては、加害者の子どもへの対応も考えるべき問題であり、犯罪被害にあい、学校に行けなくなった子どもへの教育の場をどうするかも重要な問題である。その辺りの具体的なところは計画が必要である。

犯罪被害者の中のDV、児童虐待、性被害・性暴力については、国の基本計画で重視されており、検討してほしい。

具体的なところは基本計画に記載するべきだと思う。資料2の基本法で言うと、第6条あたりのところの「役割」と「責務」いずれにするのか、意見を願います。

(委員)

責務と役割の言葉、意味の違いは、法律的にどうなっているのか。

(委員)

責務というのは、その人の責任と義務となる。役割というのは、そのように努力していく、そのような役割を担うということである。責任と義務までを負わせるのかどうかポイントと思っている。

(事務局)

責務について、責任と義務というのはそのとおりである。

役割について、長野県や東京都の条例に「国、市町村、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ」といった規定がある。そういう役割が元々あるという前提に立って「役割」と記載しているのではないか。役割は決まった義務、仕事があるイメージで、責務の方が果たすべきことは重たいということになると思う。

(委員)

それを踏まえて、「役割」と「責務」いずれにするのか、意見を願います。

(事務局)

長野県と東京都の条例について、都県は「責務」と記載、県民、事業者、民間支援団体は「役割」と記載しており、役割というのは相対的な意味で、いろいろな社会の構成員の中でどういう役割を果たすか、都県は自らのことなので責務と記載しているという意味合いだと思う。それぞれの項目にある文言について、どう表現していくのか細やかなレベルでの議論も必要になるし、どういう感覚で組み立てていくのかということも必要になると思う。

(委員)

役割というのは「～するように努める」という理解でよいか。現実的には事業者に責務として求めていくのはなかなかハードルが高いため、努めるという文言で記載するのであれば、役割ということになるという理解をしている。

(事務局)

他の事例から、努力義務と記載していても「役割」とは必ずしもなっていないと認

識している。役割と責務について、明確に取り組むことが分かれていれば役割という印象はある。責務は、責任と義務ということでより重たいものという印象で、これは必ず「役割」であるべき、「責務」であるべきということにはなっていないが、感覚的にはそのようなものである。

(委員)

「配慮するよう努める」となっているが、「責務」となることで「配慮するよう努めなければならない」という意味合いになっていると思う。県や市町は当然責務でしかないと思うが、民間団体や県民にそこまで求められる状況なのかを見ておく必要がある。犯罪被害者の方々が元の生活に戻るということは当然の権利で、基本的人権に類するものと思っているため、第1条の「目的」や前文の所に必ず明記してほしいのと、元の生活に戻ることや二次被害にあわないことを伝えるようにしてほしい。

(委員)

責務と役割については、議論を踏まえて事務局で検討をお願いする。

「目的」や二次被害についてしっかり記載するということ、広域犯罪についても、多数の委員の方から意見が出ているため、盛り込んでほしい。

対象範囲について、県民は対象範囲になるが、兵庫県で起きた犯罪被害についても、対象範囲にしてほしい。

兵庫県は後発の条例制定ということで、どこに特徴を出すのかというところが問題になる。第12条の損害賠償の請求について、都道府県条例で制定している所はほとんどないのではないか。兵庫県内の市町では、明石市が再提訴の援助を条例で盛り込んでいる。犯罪被害者に対する経済的な回復は国の責務であり、法律が改正され損害賠償命令できるようになったが、異議等が出た場合訴訟する必要がある。被害が大きく高額請求になると、印紙代が高額になり支払えないため、あきらめざるをえないということが出てくる。時効延長の再提訴をする時にも印紙代が発生する。経済的な回復は、犯罪被害者にとって非常に重要だということを考えると、この問題への対処について、全て兵庫県で面倒を見るわけにはいかないと思うが何らかの援助をすることとすると、兵庫県は後発だが特徴のある条例になってくるかと思う。被害者もその辺りは大きく悩んでいるところだと思うため、検討してほしい。

(委員)

損害賠償について、犯人が逮捕されていなかったり、逮捕されていても所在が不明であったりする場合は、損害賠償が困難となる。犯罪にあわれた時に何らかの対応ができるようにしてほしいのと、兵庫県が踏まえておくべきは、阪神淡路大震災である。フェニックス共済は、軽微な被害にも手当てできるものとなっており、新たな制度に踏み込むような検討もしてほしい。

(委員)

国の基本計画はよくできていて、兵庫県はこれを生かすような条例にしてほしい。ここまで具体的、網羅的に記載されており、これを実現するために県が努力するというようなことにすると網羅的になるのではないか。

(委員)

人材の育成、研修も重要であるため、検討してほしい。

(委員)

権利回復のためにするのであれば、見舞金は県が出す必要はないのではないか。市町で見舞金を出していただけることはありがたいことだが、果たして県までが出す必要があるのか。市町が出しやすいように県が援助するのはよいことである。

他県では、死亡、重傷、精神療養への見舞金、民間賃貸住宅の仲介手数料の助成、再提訴費用の助成といったものを実施しており、そこにつながるような精神をどこかに含めておいてほしい。

再提訴費用や、損害賠償の300万円の立替金を明石市はやっているが、何を被害者が支持したかという、金額の多寡ではなく、徹底的に求償すると市長が言ったことである。徹底的に加害者に責任を追求していく求償権であれば、どんどん持って行ってほしい。そういった細かい施策につながるように条例に入れてほしい。

(委員)

もし、「犯罪被害者等基本条例」とするのであれば、その支援ではない権利を他の条例よりも強化するような内容にしていくべきである。第4次国基本計画も盛り込む方法や、犯罪被害者等権利条約などの生かせる部分は生かしていくことも重要ではないか。

ワンストップ窓口について、これは非常に重要なもので、ひょうご被害者支援センターが兵庫県全体で機能していくためには、そういう仕組みを県で持たないとできない。実際に大阪府では、被害者支援調整会議を設けて、ケアマネジメントの仕組みを機能させていくことを条例に盛り込んでいる。こうすることで、市町の担当者にも、そこが音頭をとって支援をワンストップで回していくことが可能になる。

基本権利を条例で推進する場合に、例えば、ワンストップという言葉の中心は、当事者が中心にいるという発想となる。兵庫県では障害者総合支援法という障害者の福祉の枠組みの中で、当事者を中心としたケアマネジメントを重要視して進めている。そう考えると、当事者中心の調整会議、ワンストップ支援といったものを入れていくことや被害者を中心に戻っていく仕組みをできるだけ具体化していくことが、被害者にとって求められていることではないか。

(委員)



それこそが被害者の権利につながっていき、そういう形でしていただけるとよい条例になるのではないか。

見舞金について、全員同じように渡す必要はないと思うが、本当に困る人は非常に多く、そういう方に速やかに渡せるような制度は重要だと思うので、そこはきちんとしてほしい。

(委員)

以前は、被害者に対して本当に何もなかったと感じている。明日、自分が被害にあうかもしれないということを忘れずにその観点でよい条例を作してほしい。

(委員)

事務局から意見を願います。

(事務局)

様々な意見をいただいたので、総括的に申し上げる。

個々の意見をしっかり受け止めていきたい。41市町で同じ一定ベースの支援を受けられる仕組みづくりが大事だという意見があった。

県内で事案が発生して様々な地域の方々が被害にあわれた場合と県外で県民の方が被害にあわれた場合にどのように広域的に支援、つなぎをするかが大事だと思っている。基礎的自治体の市や町と異なり、広域的な行政が県の役割であるため、広域的な観点から何ができるかを一つの切り口とする。ワンストップサービス、市や町のベースとなるようなサービスの支援、研修や啓発など広域的に行うことが県の役割として非常に大事である。

経済的な支援について、どういったことができるのかは議論が必要である。見舞金や印紙、裁判に関する費用、これをどのような所得の方、貸付なのか給付なのか、最初の資金としての支援、転居の費用等いろいろな方法がある。

条例を作って終わりではなく、時代の変化、社会の変化に伴って一度作った条例や計画をどう見直していくかという視点も非常に大事である。条例を作ってその下に計画、それに伴う予算や事業についてどのように取り組むかをしっかりやっていきたい。

県としては、単に注目されるよりも、当事者の方々の権利や生活などをしっかり支えられるような、よいものを作っていきたい。皆さんの立場や経験、意見を踏まえた当事者の方々に寄り添える支援ができるようなよいものを作っていきたいので、そのような視点でこれからも議論を続けていきたい。

### (3) 今後のスケジュールについて

事務局から、資料3に基づき、今後のスケジュールについて説明

(委員)

このスケジュールでは、予算との兼ね合いが難しく、条例が公布される時には新年度予算が通っている状況となるが、補正予算等で対応するのか。条例ができたのに、翌年度まで予算化できないと困る。

(事務局)

2月議会で条例提案する時には次の年度の当初予算をセットで上程することになるため、条例を決めて、事業に取り組んでいくようなものがあれば、それに伴う予算もしっかりセットでやっていこうと思う。